

# カスタマーハラスメント基本方針

令和8年10月1日

社会福祉法人昭和町社会福祉協議会

# カスタマーハラスメント基本方針

## 1. はじめに

社会福祉法人昭和町社会福祉協議会（以下「本会」という）は、利用者、その家族、地域住民、ボランティア、関係団体、行政機関、取引先その他本会の事業に関係する方々（以下「利用者様」という）に心からご満足いただけるサービスの提供を目指し、日々真摯に取り組んでおります。そのために、本会の利用者様からいただくご意見やご要望を大切に受け止め、信頼にお応えすることを最も重要な使命の一つと考えています。

一方で、一部の利用者様による職員の人格を否定する言動、威圧的な要求、暴力やセクシュアルハラスメント等、いわゆる「カスタマーハラスメント」は、職員の尊厳を傷つけ、安全で健全な職場環境を脅かす深刻な問題です。こうした状況を踏まえ、法改正によって事業主に課された「職員をカスタマーハラスメントから守るための雇用管理上の措置義務」を、本会は果たすべき重要な社会的責務と受け止めております。

本会は、この社会的責務を果たすとともに、すべての職員が心身ともに健康で、尊厳を保ちながら安心して働ける環境を確保することを目的として本方針を定めます。職員一人ひとりが安心して力を発揮できることで、利用者様に対してより良いサービスを提供できると考えています。

なお、本方針は、利用者様からの正当なご意見やご要望・サービスへの建設的なご指摘を拒むものではありません。本会は利用者様の権利を尊重し、誠心誠意対応いたします。その上で、カスタマーハラスメントに対しては、職員個人の問題とせず、法人として組織的かつ毅然と対応してまいります。

また、本会は、本会の職員が利用者様やお取引先様の職員の皆様に対してハラスメント行為を行うことのないよう、教育・研修を徹底し、すべての関係者の皆様と健全な関係を築いてまいります。

## 2. 利用者様の正当な権利の尊重

本会は、本方針の運用にあたり、利用者様の正当な権利を不当に損うことのないよう最大限配慮します。本会の至らない点が不満を招く一因となりうることを認識し、サービスに関するご意見やご要望は、業務改善に繋がる貴重なものとして真摯に受け止め、適切かつ迅速な対応に努めます。

また、消費者基本法や障害者差別解消法、共生社会の実現を推進するための認知症基本法の趣旨に基づき、多様な利用者様の権利や特性を踏まえた対応を行います。本会は、すべての利用者様が安心してご利用いただけるよう、継続的な体制整備と改善に取り組んでまいります。

## 3. 利用者様へのお願い

本会は、すべての利用者様と良好な信頼関係を築き、ご満足いただけるサービスの提供に誠心誠意努めております。この関係をより良いものとして維持するため、利用者様におかれましても、本会の職員一人ひとりの人格を尊重し、その言動にご配慮いただけますよう、心よりお願い申し上げます。

それでもなお、利用者様の言動が本会の定めるカスタマーハラスメントに該当すると判断した場合には、職員の尊厳と安全な職場環境を守るため、必要に応じて以下のような措置を段階的に、又は状況に応じて講じる場合がございます。

- ・事実確認のための録音・録画の実施
- ・ハラスメント行為の中止のお願い及び警告（警告文の発出を含む）
- ・サービスの提供や進行中の商談の中止
- ・事務所内からのご退去のお願い及び今後の入所禁止
- ・悪質な場合の警察への通報
- ・弁護士等への相談の上での法的措置

本会は、すべての利用者様に公平で質の高いサービスを提供し続けるため、職員と利用者様の双方にとって安心できる健全な事業環境の維持に努めてまいります。何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

#### 4. 本会におけるカスタマーハラスメント

本会におけるカスタマーハラスメントとは、労働施策総合推進法及び厚生労働省の指針の内容に基づき、以下の3つの要素をすべて満たす言動を指します。

- ・利用者様（今後サービスの利用可能性がある方、利用者の家族、施設の近隣住民、お取引先様、その他関係者を含みます）から行われること
- ・社会通念上許容される範囲を超えた言動であること
- ・それらにより、職員の就業環境が害されること

##### ◆定義の考え方

「社会通念上許容される範囲を超えた言動」とは、要求内容に妥当性がない場合や、その伝え方や態度が社会常識から見て不適切な場合を指します。たとえ要求内容に一定の妥当性があつたとしても、暴言や威圧的な態度、長時間の拘束、執拗な接触、SNSへの投稿等、行き過ぎた手段であれば該当する可能性があります。

また、「職員の就業環境が害されること」とは、そうした言動によって職員が身体的又は精神的に苦痛を受け、本来の力を安心して発揮できなくなる状態をいいます。この判断は「社会一般の平均的な職員がどう感じるか」を基準とし、一度の行為であってもそれが強い苦痛を与え、即座に就業環境を悪化させる場合にはカスタマーハラスメントにあたります。

#### 5. 具体的なカスタマーハラスメント行為

以下に挙げる言動は、本会の定めるカスタマーハラスメントに該当する可能性があります。ただし、これはあくまで例示であり、これらに限定されるものではありません。個別の事案については、前章の定義に基づき総合的に判断します。

- （１）要求の内容が妥当性を欠く言動
  - ・本会の提供するサービスに瑕疵や過失が認められない場合での、金銭補償の要求
  - ・要求の内容が、本会の提供するサービスとは関係がない場合（性的な要求、職員のプライバシーに関わる要求を含む）
- （２）要求を実現するための手段・態様が不相当な言動

- ・身体的な攻撃

殴る、蹴る、物を投げつける、唾を吐きかける等の暴行・傷害行為、わざとぶつかる行為

- ・精神的な攻撃

脅迫、名誉棄損、侮辱、人格を否定するようなひどい暴言

多数の人がいる前で職員の名誉を傷つける言動を行うこと

性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動及びアウティング又はその強要若しくは禁止

SNS等への悪評の投稿をほのめかすことによる脅し

- ・威圧的な言動

大声を出す、机を叩く、職員をにらみつける等の威圧的・恫喝的な言動

職員の話を遮る等高圧的に自らの要求を主張すること

反社会的な言動を行うこと

- ・拘束的な行動

正当な理由なく、長時間にわたり居座る、又は電話を継続する

退去を求めても応じない（不退去）

- ・執拗な（繰り返される）言動

合理的な理由なく、同じ要求やクレームを何度も繰り返す

当初の話からのすり替え、揚げ足取り、執拗な責め立て

- ・土下座、謝罪訪問の要求

正当な理由なく、土下座や、職員の自宅への謝罪訪問等を要求すること

- ・差別的な言動

人種、国籍、性別、性的指向・ジェンダーアイデンティティ等に関する差別的な発言

- ・性的な言動

職員に対して、わいせつな言動やつきまとい、食事やデートへの執拗な誘い等を行うこと

- ・職員個人への攻撃・プライバシー侵害

職員の容姿や服装についての中傷

職員の氏名、写真、映像等を本人の許可なく盗撮、撮影、録音すること

職員個人を特定できる情報（性的指向等の情報を含む）や、事実に基づかない誹謗中傷をSNSやインターネット上に投稿すること

（３）要求内容の妥当性に照らして、手段・態様が不相当な言動

- ・サービスの瑕疵の程度に比して、社会通念上、著しく高額な金銭補償を要求すること

- ・「法律を変えろ」等、職員には対応不可能な要求を行うこと

- ・サービスの瑕疵の程度に比して、過度な謝罪の要求（土下座を除く）

## 6. カスタマーハラスメントへの対応

本会は、カスタマーハラスメントが発生した際、何よりも職員の安全と尊厳を守ることを最優先とし、組織として以下の対応を行います。

◆発生時の現場対応

(1) 職員の安全確保

- ・利用者様による暴力行為や威圧的な言動が見られる場合には、速やかに当該職員を現場から引き離す等、身体的・精神的な安全確保を最優先します。
- ・必要に応じて警察へ通報します。

(2) 組織的な対応

- ・職員一人に負担をかけることなく、係長や複数の職員が連携して対応し、法人として責任をもって対処します。

(3) 状況の正確な把握

- ・利用者様のご主張と現場の状況を正確に把握するため、必要に応じて記録を行い、後の確認・対応に備えます。
- ・記録にあたっては、関係者の個人情報保護に十分配慮し、適切に取扱います。

◆発生後の対応（事実確認と利用者様への対応）

(1) 迅速かつ客観的な事実確認

- ・相談窓口や担当部署が中心となり、職員への聴取、記録の確認、第三者（他の職員や利用者様）の証言等をもとに、客観的かつ迅速に事実を確認します。

(2) 毅然とした対応

- ・カスタマーハラスメントに該当する行為については、中止を求めます。
- ・特に悪質と考えられる行為（暴行、脅迫、過度な要求の繰返し等）については、あらかじめ定めた方針に基づき、サービスの提供拒否、退去要請、今後の取引停止、警告文の发出等の措置を講じます。
- ・必要に応じて、警察や弁護士への相談等、法的措置を検討します。

本会は、すべての職員が安心して働ける環境を守り、利用者様に公平で質の高いサービスを提供し続けるため、毅然とした対応を徹底してまいります。

## 7. ハラスメント未然防止のための取り組み

本会は、利用者様から寄せられる正当なご意見やご要望を、サービス改善に欠かせない大切な機会と考えています。

一方で、本会の初期対応が不適切であれば、利用者様の不満を増幅させ、結果としてカスタマーハラスメントに発展するおそれがあることも認識しています。

こうした事態を防ぎ、利用者様との健全な関係を築くため、本会は次の取り組みを徹底します。

(1) 傾聴と共感

利用者様が何にお困りで、何を求めているのかを正確に理解するため、丁寧に耳を傾け、共感をもってお話を伺います。

消費者の心理や障害特性等への理解を深めるための教育を行い、利用者様との建設的な対話に努めます。

(2) 適切な初期対応

すべての職員を対象に、言葉遣いや事実確認の要点等、クレーム初期対応に関する教育・研修を定期的に実施し顧客等への対応力の向上を図ります。

（３）事実に基づく誠実な対応

状況を正しく把握した上で、本会に過失がある場合は真摯に謝罪し、規定に基づく適切な対応を迅速に行います。

その場で判断できない場合は、安易に回答せず、確認の上であらためてご連絡します。

（４）対応プロセスの改善

いただいたご意見や対応事例を本会内で共有・分析し、サービスだけでなく、利用者様対応プロセス全体の継続的な改善にいかします。

（５）他者への加害防止

本会は、本会で働くすべての者が他の事業主の雇用する労働者に対してカスタマーハラスメントを行わないよう、必要な注意を払うための啓発活動に努めます。

当法人は、これらの取り組みを通じて、利用者様に安心してご利用いただける環境を守り、健全な関係の維持に努めてまいります。

## ８．お取引先様との連携について

本会は、お取引先様を事業における重要なパートナーと考えており、相互に尊重し合える健全な関係の構築に努めています。サプライチェーン全体でカスタマーハラスメントを防止するため、以下のとおり連携してまいります。

（１）相互尊重と健全な関係の構築

本会の職員が、利用者様やお取引先様の職員の皆様に対してハラスメント行為を行うことのないよう、教育・研修を徹底し、すべての関係者の皆様と健全な関係を築いてまいります。本会の職員（役員を含む）が他社の職員に対してカスタマーハラスメントを行った事実が確認された場合には、就業規則等に基づき厳正に対処します。

（２）誠実な連携対応

お取引先様から、カスタマーハラスメントに関するご相談や、事実関係の確認（特に本会職員の言動が関与する場合）について協力のご依頼があった際には、真摯に受け止め、迅速に対応するよう努めます。

これは、改正労働施策総合推進法第３３条第３項に定められた事業主間の協力努力義務に基づくものでもあります。

（３）公正な関係の維持

上記のようなご相談や協力依頼があったことを理由として、お取引先様との契約を見直す等、不利益な取扱いを行うことは一切ございません。

（４）業務委託の方等への配慮

本会は、本会で就業する業務委託の方等の皆様に対しても、本会の職員と同様に、カスタマーハラスメントから保護し、万が一被害の相談があった場合には、必要に応じて適切な対応を行うよう努めます。

お取引先様におかれましても、本方針にご理解をいただき、ともにハラスメントのない事業環境の構築にご協力くださいますようお願い申し上げます。